

## 新型コロナウイルス拡散防止の安全対策規程

### (目的)

第1条 この規程は、豊川サッカー協会（以下「本協会」という。）が実施する事業において、参加する選手、審判、役員および観戦者を含む第3者が、新型コロナウイルスに対する予防および拡散防止のため、遵守すべき事項を定めることを目的とする。

### (安全対策)

第2条 関係者は、次のとおり安全対策に努めることとする。

- (1) 事業（大会等）当時において、自宅にて検温を実施し、以下の該当者は自宅待機として事業（大会等）には参加しない。  
1種（社会人・シニア）および2種（高校生）：37.0℃以上ある方。  
3種（中学生）、4種（小学生）、5種（女子）：37.5℃以上ある方。
- (2) 平熱であっても体調がすぐれない場合は、事業（大会等）には参加しない。  
例）咳がでる、のどの痛む、だるさを感じる（倦怠感）、息苦しい（呼吸困難）、臭覚や味覚の異常を感じるなど。
- (3) 選手およびチームの関係者以外の会場への侵入は不可とし、家族同伴での移動も極力避ける。ただし未成年者の移動に関してはこの限りではない。
- (4) 大会等参加時、チーム代表者は協会指定の「健康チェックシート（チーム提出用）」を試合開始前に本部（当番チーム）に提出をする。
- (5) 協会主催の事業に個人参加する場合は、協会指定の「健康チェックシート（個人提出用）」を事業開始前に担当理事に提出をする。
- (6) 別紙「健康チェックシート」の注意事項を遵守する。

### (報告)

第3条 加盟チーム代表者は以下に該当する場合、各種別委員会の理事まで速やかに連絡を入れることとする。

- (1) 事業（大会等）終了後2週間以内にPCR検査等で陽性となった場合
- (2) 事業（大会等）開始前、チーム内に濃厚接触者がいることが判明した場合

### (陽性者対応)

第4条 PCR検査等でチーム内に陽性者が出た場合は以下の通りの対応を実施する。

- (1) 該当チームは保健所の指示に従う。
- (2) 該当チーム代表者から報告を受けた本協会は、施設管理者への報告を行う。
- (3) 本協会は保健所からの指示があった場合、その指示に従うこととする。

**(濃厚接触者対応)**

第5条 チーム内にPCR検査等の検査結果が確定していない濃厚接触者がいる場合、感染拡大を防止することを念頭に、本協会・該当チームおよび審判担当チームと試合に参加するかどうかの協議を行うこととする。

**(適用期間)**

第6条 この規程の適用期間は理事会にて決定することとする。

**(その他)**

第7条 この規程は状況に応じ、第2条の一部を運用する場合もある。

附 則

1 この規程は、2020年6月10日から施行する。

1 この規程は、2021年7月1日から施行する。